

「重要事項説明書」

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 あしたの会
法人所在地	岐阜県山県市大桑 3512 番地 1
代表者氏名	理事長 真野 賢児
設立年月日	平成 9 年 7 月 8 日
電話番号	0 5 8 1 - 2 7 - 0 0 8 6

2 事業の目的と運営の方針

施設の種類	指定障害福祉サービス事業 就労継続支援 A 型・B 型（通所）
施設の名称	どんぐり村福祉工場
代表者名	工場長 村 井 稔
施設の所在地	岐阜県本巣市政田 2 3 3 2 番地
電話番号	0 5 8 - 3 2 0 - 3 4 5 0
あしたの会 基本理念	<ul style="list-style-type: none">・ 血の通った温かで家庭的な施設・事業所をめざします・ 共感できる関係をつくり、共に生きていきます・ 働くことを大切にし、自己実現を図れるようにします・ 地域に根ざし、地域と連帯します
指定年月	平成 16 年 4 月 1 日 （平成 18 年 10 月より新体系に移行）
入所定員	A 型：通所 10 名 B 型：通所 20 名
実施地域	本巣市及び周辺の市町

事業の目的	利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切且つ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労支援のサービスの提供をします。

3 施設の概要

(1) 施設

どんぐり村 福祉工場	構 造	主棟 木造 581㎡ 軽作業棟 木造 88㎡
	土 地	1,476㎡ (本巢市より無償貸与)

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積	備 考
食 堂	1	57,24㎡	
作業室	2	332.35㎡	弁当工場 パン工場 喫茶 軽作業棟
更衣室	2	21,12㎡	
静養室(医務室)	1	12,60㎡	
相談室	1	12,00㎡	
便 所	3	22,44㎡	主棟 (男性用 女性用 身障者用)
事務室	1	25,35㎡	
洗濯室	1	9,00㎡	

(3) 職員体制

職 種	員 数	保 有 資 格	備 考
施設長 サービス管理責任者と兼任	1	サービス管理責任者	
生活支援員	6	介護福祉士 2	
職業指導員	7	介護福祉士 1 社会福祉士 1	
食事提供職員	1	社会福祉士 1	
目標工賃達成指導員（就労B）	2		
賃金向上達成指導員（就労A）	1	栄養士 1	

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
工場長	正規の勤務時間帯（7：45～16:45） 常勤で勤務
生活支援員・職業指導員など	正規の勤務時間帯（7：45～16:45）（8：30～17：30）常勤で勤務

5 サービスの概要

(1) 営業日等

営業日	月曜日～金曜日 販売や特別弁当時は休日出勤あり
サービス時間	8：30 ～ 16：00 （従業員の実働時間は4時間30分）
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日 当事業所が定める日(夏期休暇等)

(2) 営業種目など

パン・クッキー・ケーキづくり及び販売
弁当・ランチづくり及び販売
喫茶店の運営
軽作業、施設外就労

(3) 福利厚生

花見会（4月）	流しそうめん大会（8月）	慰安旅行（9月）
仕事納めの会（12月）	誕生日会（各月）	

6 健康管理体制

種 類	内 容
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none">・ 年1回健康診断を実施（名和内科：瑞穂市重里1995）・ 嘱託医師による健康管理 <当施設の嘱託医師> ひぐちクリニック（内 科）（院長名：菅野 実穂） 瑞穂市別府725-1 058-327-3113 <ul style="list-style-type: none">・ 年1回、歯科検診の実施（岐阜県巡回歯科保健サービスを利用）・ 隔月 健康チェック（体重測定など）・ インフルエンザ予防接種
服 薬 管 理	<ul style="list-style-type: none">・ 服薬が必要な場合、適切な服薬支援を行います

7 利用料

- ・ 市町村が定める負担額を自己負担（支払い方法については個別に対応）
- ・ 昼食費については、実費負担（1日200円）
- ・ 送迎バスを利用する者は乗降場所に応じて負担
- ・ 指定する白衣、作業靴などは実費負担（購入の斡旋はします）
- ・ その他個人で必要なものについては実費負担をお願いいたします。

8 給与など

- ・ 従業員の方の給与は、個別の契約により時間給を定め毎月21日(休日の場合は前日)に支給します。また別途に賞与（年によって変動します）を支給します。

9 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 窓口担当者 山田 明・ 解決責任者 工場長 村井 稔・ ご利用時間 9:30 ~ 17:00・ 電話番号 058-320-3450・ 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。・ 苦情受付箱を設置していますのでご利用下さい。
県の窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福社会館6F・ 電話番号 058-278-5136・ 岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会）

1 0 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める消防計画により対応いたします。
平常時の訓練	・別途定める「どんぐり村福祉工場防災計画」に基づき年2回、昼間を想定した避難・防災訓練をご利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 ・誘導灯及び誘導標識 ・ガス漏れ報知器 ・消火器 ・非常通報装置 カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届け出：平成25年 7月 1日 防火管理者 ： 清王 伸一

1 1 緊急時の対応方法

- ・どんぐり村福祉工場で作成した「緊急連絡網」により対応します。

1 2 事故発生時の対応

- ・当事業所で何らかの事故・事件が発生した場合、どんぐり村福祉工場が作成した「事故・事件発生時の対応マニュアル」「食中毒・感染症等対応マニュアル」に添って家族、関係諸機関に連絡すると共に必要な措置を講じます。

1 3 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

設備・器具の利用	・事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲食	・全館禁煙です。飲食は可能ですが、他の従業員に迷惑をかけない程度にお願いします。
私物の管理	・私物につきましては、従業員の責任において自分のロッカーを利用するなどして管理してください。
トラブル等への対応	・他の従業員、職員との間でトラブルがあった場合、速やかな対応をします。その際、身体拘束など一切行いませんが、必要に応じ家庭へ帰宅していただくこともあります。